

保護者の皆様へ

(この書類は捨てずに保管してください)

宝塚市保育事業課

預かり保育料の無償化について

■ 無償化の概要 ■

幼児教育・保育の無償化により、預かり保育を利用しており、かつ保育の必要性の認定を受けた児童（新2号・新3号認定者）は申請により、月額 11,300 円を上限(※満3歳児は月額 16,300 円を上限)に市が直接保護者に補助します。

※満3歳児は満3歳になった日以後の最初の3月31日までが対象となります。

※制度の内容や申請手続きに変更がある場合は、宝塚市ホームページ上でご案内します。

1 預かり保育料の無償化の内容

(1) 対象となる方（以下全てを満たすこと）

- ・宝塚市内に住所を有し（住民登録していること）、かつ居住がある（実際に居住している）こと。
- ・私立幼稚園及び認定こども園に在園している満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児であること。

※満3歳児は市町村民税非課税世帯(同居の祖父母等も含む)のみ無償化の対象となります。

- ・保育の必要性があること（保護者が就労している、疾病などのために家庭で保育ができない状況などであること。詳しくは「保育の必要性」をご覧ください。）

※すでに認可保育所の申込をして、2号・3号認定を受けている方(保育の必要性があると認められた方)も、別途預かり保育料の無償化の申請が必要です。

(2) 補助の内容

次の①、②の金額のうち、一番低い金額を補助します。

○ 3歳児・4歳児・5歳児

①利用日数×日額 450 円（上限：月額 11,300 円）	②施設に支払った預かり保育料
--------------------------------	----------------

○ 満3歳児

①利用日数×日額 450 円（上限：月額 16,300 円）	②施設に支払った預かり保育料
--------------------------------	----------------

※預かり保育の利用料のみが対象となります。

おやつ代などの実費に関しましては、保護者様の負担となります。

(3) その他

幼稚園・認定こども園を利用している方が、認可外保育施設、認可保育所の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業（以下、認可外保育施設など）を利用する場合。

◎原則として、これらの事業の利用料は無償化の対象外です。

◎ただし、ご利用の施設の平日の預かり保育の提供時間（教育時間を含む）数が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満の場合に限って、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業の利用料も無償化の対象となります。

※認可外保育施設などの利用料が無償化の対象となるかは在籍する幼稚園にご確認ください。

市内の私立幼稚園・認定こども園については、宝塚市ホームページ（ID 番号 1060610）で確認できます。

2 新2号・新3号の認定申請に必要な手続き(在園児のみ)

認定を希望する月の**前月の 20 日**（その日が市役所閉庁日のときは、その直前の市役所開庁日）までに、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）」と「保育の必要性に関する書類（就労証明書等）」を、預かり保育を利用している幼稚園・認定こども園を通じてご提出ください。

※4月新規入園児の新2号・新3号の新規認定申請のみ電子申請となります。別途締切日を設定していますので、入園予定の施設を通じて案内文を配布いたします。

※認可保育所の入所申込（申込内容の変更手続き）の締切（5～12月入所希望は希望月の前月10日、1～4月入所希望は前年の11月30日まで）と新2号・新3号認定申請締切は異なりますので、注意してください。

3 申請にあたっての注意

(1)世帯員の記入につきましては、漏れなく全世帯員をご記入ください。

※単身赴任・下宿等で同居していないが生計を一にする場合や世帯分離していても同居している場合は同一世帯とみなします。世帯員としてご記入ください。申請児童の備考欄は通常利用している幼稚園や認可外保育施設等をご記入ください。

(2) **満3歳児は保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の方のみ※**以下の手続きや申請が必要となります。

※父母の収入状況等により、同居の祖父母等も合算して判定する場合があります。

・市町村民税非課税の判定を毎年9月に行います。

認可外施設等利用期間	判定の基準となる年度	※判定によって、認定期間が終了する可能性があります。
令和8年4月～令和8年8月	令和7年度市町村民税額に基づき判定	
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度市町村民税額に基づき判定	

・令和7年1月1日又は令和8年1月1日現在の住所が宝塚市で、税金の申告をしていない方

➡速やかに税金の申告を済ませてください。

※世帯の中に未申告の方が含まれている場合は認定不可となります。

・令和7年1月2日又は令和8年1月2日以降に宝塚市へ転入された方

➡令和7年度又は令和8年度市町村民税特別徴収税額通知書や令和7年度又は令和8年度市町村民税課税証明書を申請書に添付してください。

※すでに宝塚市医療助成課(乳幼児等医療申請)に提出されている場合は添付不要です。

その場合は、申請書の余白に「税資料は〇〇課(←提出先部署名)に提出済み」とご記入ください。

(3) 保育の必要性に関する書類と一緒に提出をお願いします。

例えば父母が就労の場合であれば、**父母それぞれの就労証明書**の提出が必要となります。

※認可保育所の入所申込をしていて、すでに有効な就労証明書等を提出されている場合は、申請時に書類の添付を省略可能です。添付書類を省略可能かどうかは保育事業課へご確認ください。

4 認定及び支払い方法について

認定は宝塚市が行い、施設を通じてお知らせします。**認定を受けた方のみが補助の対象となります。**

請求の手続きには、以下の書類を保育事業課の窓口を持参又は郵送でご提出ください。

- ① 施設から受け取った領収証兼提供証明書（市所定の様式）
- ② 請求書（市所定の様式）

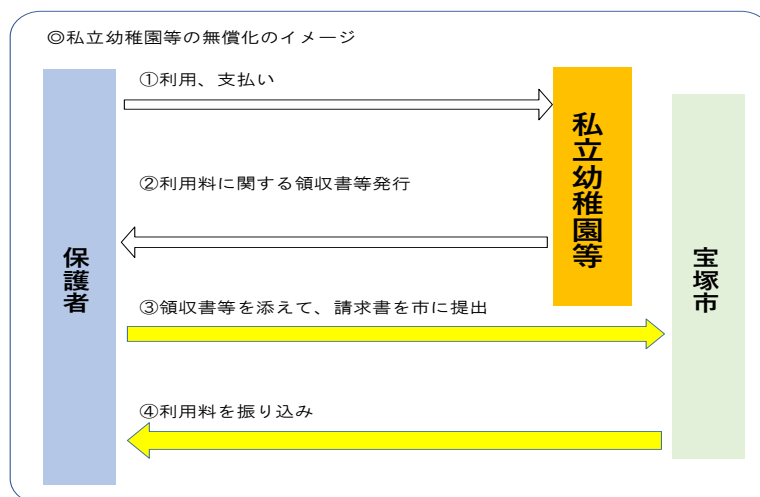
※請求書については、初回のみ認定通知書に同封します。2回目以降の請求には、宝塚市のホームページ（ID 番号 1060612）から用紙をダウンロードしていただくか保育事業課までお問い合わせください。

支払い方法に関しましては、請求書に記入された銀行口座に振込みいたします。

利用対象期間	請求書等の受付期間	支払日（予定）
令和8年4月～6月利用分	令和8年7月1日～7月末日	令和8年8月末頃
令和8年7月～9月利用分	令和8年10月1日～10月末日	令和8年11月末頃
令和8年10月～12月利用分	令和9年1月4日～1月末日	令和9年2月末頃
令和9年1月～3月利用分	令和9年4月1日～4月末日	令和9年5月末頃

※受付最終日が土日祝と重なる場合は、直前の市役所開庁日までにご提出ください。

※受付期間を過ぎた場合でも、利用月の翌月1日から2年間は受付いたしますので、まとめて請求いただくことも可能です。ただし、2年を超えた月は請求できないことと、長期間書類を保有していると紛失する恐れもありますので、定期的にご提出をお願いいたします。また時効日（利用月の末日の2年後の日）が市役所の閉庁日の場合は、その翌開庁日が期限となります。



＜お問い合わせ＞ 宝塚市子ども未来部 保育事業課
Tel: 0797 (77) 2037 住所: 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

番号	事由	要件	認定期間
1	就労	家庭内外において月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	左記の状態が継続している期間
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後の場合	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・負傷等	疾病・負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障碍(しょうがい)等がある場合	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護(別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添いを月64時間以上行う場合	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧にあたる場合	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	求職活動を継続的に行っている場合	3か月(※) 認定後3か月以内に月64時間以上の就労をしていない場合、認定期間が終了となります。
7	通学	大学・専門学校・職業訓練学校等に月64時間以上通学している場合	通学終了までの期間
8	育児休業からの復職予定	育児休業から復職する予定である場合(認定日時点で産前産後休暇・育児休業を取得している場合)	2か月(※) 認定後2か月以内に復職しない、又は月64時間以上の就労をしていない場合、遡及して認定取消となります。
9	育児休業中	育児休業に係る児童の育児休業中の期間にあたる場合	育児休業中の期間 ※育児休業に係る児童が保育施設等に入所又は施設等利用給付認定が決まった場合、入所日又は認定後2か月以内に復職する必要があります。復職できない場合、認定期間が終了となります。復職後は復職日のわかる就労証明書の提出をお願いいたします。月64時間以上の場合は引き続き、施設等利用給付認定を受けることができます。
10	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童を含め4人以上いる。(父・母いずれか1人のみに適用)	左記の状態が継続している期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間(自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く)を含めることができます。

添付書類

保育を必要とする理由	必要書類(その他必要に応じて提出を求める場合がございます。)
就労	就労証明書 ※法人格のない自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下①～⑤いずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②確定申告書 ③取引先との契約書 ④営業許可証 ※内定状態の場合、就労後の内容で再提出が必要です。 ※有期雇用の場合、雇用期間のみの認定となります。雇用期間が延長される度に就労証明書の提出が必要です。ただし、継続認定で就労証明書を提出いただく場合は、備考欄に契約が更新予定である旨の記載があれば、雇用期間終了後の再提出は不要です。
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所) ②同意書(宝塚市所定の様式)
疾病・負傷	①医師の診断書(宝塚市所定の様式) ②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
疾病等の介護・看護	①介護看護申立書 ②身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写しのいずれか、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)
災害の復旧	罹災証明書
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)
通学	①在学証明書(又は学生証) ②時間割表
育児休業からの復職予定 育児休業中	①就労証明書 ②育児休業からの復職誓約書(宝塚市所定の様式)
多子家庭	申立書

※ひとり親の場合

上記書類に加えて、下記のいずれかを提出してください。(写し可)

ただし、離婚後も同居している場合は下記書類は不要です。父母それぞれの上記添付書類を提出してください。

①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類

(調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、調停成立後に

①～③が調停成立がわかる書類の提出が必要です。)